

平成 18 年 9 月 29 日
独立行政法人
日本原子力研究開発機構

日本原子力研究開発機構における研究開発用プルトニウムの
利用計画変更に関するお知らせ

本年 1 月 6 日に公表した日本原子力研究開発機構(原子力機構)のプルトニウム利用計画の変更をお知らせします。変更内容は以下のとおりです。

- 本年 7 月 26 日に福井県及び敦賀市に提出した高速増殖原型炉「もんじゅ」試験運転計画変更連絡書(プラント確認試験の期間延長)及び 8 月 22 日に経済産業省に提出した「もんじゅ」の運転計画の変更届けを踏まえて、「もんじゅ」におけるプルトニウム利用開始時期を、1 月公表時に平成 19 年度以降としていたものを平成 20 年度以降とした。これに伴い「もんじゅ」及び「常陽」における利用に要する期間を変更した。
- 併せて、本年 9 月 7 日に経済産業省に提出した東海再処理施設の使用計画の変更届けを踏まえて、再処理予定量を 31トンから 20トンとし、これにより平成 18 年度の回収予定プルトニウム量を、1 月公表時の 0.2トンから 0.1トンとした。

これによって、原子力機構が保有する予定のプルトニウムを高速増殖炉の研究開発等に利用するという目的に変更はありません。

なお、プルトニウム利用計画については、今後とも毎年度プルトニウムを分離する前に公表していきます。

以 上

【添付資料】

日本原子力研究開発機構における研究開発用プルトニウムの利用計画
(平成 18 年度)

日本原子力研究開発機構における研究開発用プルトニウムの利用計画(平成18年度)

H18年9月29日
日本原子力研究開発機構

所有者	18年度再処理予定量*1 使用済燃料重量(トンU)	所有量*2		利用目的*5		
		高速増殖炉の研究開発等				
	17年度末保有*4 プルトニウム量 (トンPuf)*3	18年度回収予定 プルトニウム量(トンPuf)*3	利用場所	利用量 (年間利用目安量)*6 (トンPuf/年)*3	利用開始時期及び 利用に要する期間の目途	
日本原子力 研究開発機構	20	3.6 《0.6》	0.1	高速実験炉 「常陽」	0.1	平成18年度以降約8年相当*7
				高速増殖原型炉 「もんじゅ」	0.5	平成20年度以降約6年相当*8
合計	20	3.7			0.6	

- *1: 「再処理予定量」は東海再処理施設における再処理計画によるもので、平成18年4月から8月までの実績約6トンを含む。
- *2: 東海再処理工場にて、電気事業者との役務契約に基づき回収したプルトニウムには、電気事業者から譲渡を受けていないものがあるが、これらについては、今後電気事業者から譲渡を受けて「常陽」や「もんじゅ」に利用する予定であるため、上記の所有量に含めている。
六ヶ所再処理工場で回収されるプルトニウムについては、電気事業者から譲渡を受けて利用する予定であるが、具体的な数量は、今後決定した後に本利用計画に記載して公表する。
- *3: プルトニウム量は、プルトニウム中の核分裂性プルトニウム量を記載している。
- *4: 3.6トンPufは、平成17年度末に原子力機構が保有していた「分離プルトニウム」の合計量約4.0トンPufから、高速炉臨界実験装置、重水臨界実験装置などにおいて、研究開発の利用に供している約0.4トンPufを差し引いた値である。
また、括弧《 》内の値0.6トンPufは、保有量のうち新燃料製品(燃料体の完成品)の形態で「燃料加工施設」、「常陽」及び「もんじゅ」で保管している「分離プルトニウム」の量である。
- *5: 原子力機構では、プルトニウムを表に記載した原子炉において燃料として利用する他、原子力機構の研究開発施設において許可された範囲内の少量を許可された目的の研究開発の利用に供する場合がある。
- *6: 「年間利用目安量」は、「常陽」及び「もんじゅ」の標準的な運転において、炉に新たに装荷するMOX燃料に含まれるプルトニウム量の1年あたりに換算した量を記載している。
- *7: 「常陽」は照射試験を継続中であり、年間約0.1トンずつプルトニウムを使用するものとした。利用期間並びに年間の利用量については研究開発の進捗等に応じて変わらうものである。
- *8: 「もんじゅ」は現在改造工事を行っているところであり、平成20年度以降年間約0.5トンずつプルトニウムを使用するものとした。利用期間並びに年間の利用量については、研究開発の進捗等に応じて変わらうものである。

表－1 日本原子力研究開発機構における研究開発用プルトニウムの利用計画(平成17・18年度)

平成18年1月6日
日本原子力研究開発機構

所有者	再処理予定量 ^{*2}		所有量			利用目的 ^{*5}		
	使用済燃料重量 (トンU)		16年度末保有 プルトニウム量 (トンPuf) ^{*3}	回収予定プルトニウム量 (トンPuf) ^{*3}		高速増殖炉の研究開発等		
	17年度	18年度		17年度	18年度	利用場所	利用量 (年間利用目安量) ^{*6} (トンPuf/年) ^{*3}	利用開始時期及び 利用に要する期間の目途
日本原子力 研究開発機構 ^{*1}	42	31	3.4 《0.6》	0.2	0.2	高速実験炉 「常陽」	0.1	平成17年度以降約7年相当 ^{*7}
						高速増殖原型炉 「もんじゅ」	0.5	平成19年度以降約6年相当 ^{*8}

- *1: 日本原子力研究開発機構(原子力機構)の施設内に保有するプルトニウムの一部は、電気事業者との役務契約に基づく再処理により回収したものであり、電気事業者の所有するものであるが、これらも原子力機構の施設において「常陽」や「もんじゅ」の燃料に加工する際に電気事業者から譲渡を受けて原子力機構が利用する予定である。
- *2: 「再処理予定量」は東海再処理施設における再処理計画によるもので、平成17年4月から12月までの実績約28トンを含む。
- *3: プルトニウム量は、プルトニウム中の核分裂性プルトニウム量を記載している。
- *4: 3.4トンPufは、平成16年度末に(旧)日本原子力研究所と(旧)核燃料サイクル開発機構が保有していた「分離プルトニウム」の合計量約3.8トンPufから、(旧)日本原子力研究所の高速炉臨界実験装置、(旧)核燃料サイクル開発機構の重水臨界実験装置などにおいて、研究開発の利用に供している約0.4トンPufを差し引いた値である。
また、括弧《 》内の値0.6トンPufは、保有量のうち新燃料製品(燃料体の完成品)の形態で「燃料加工施設」、「常陽」及び「もんじゅ」で保管している「分離プルトニウム」の量である。
- *5: 原子力機構では、プルトニウムを表に記載した原子炉において燃料として利用する他、原子力機構の研究開発施設において許可された範囲内の少量を許可された目的の研究開発の利用に供する場合がある。
- *6: 「年間利用目安量」は、「常陽」及び「もんじゅ」の標準的な運転において、炉に新たに装荷するMOX燃料に含まれるプルトニウム量の1年あたりに換算した量を記載している。
- *7: 「常陽」は照射試験を継続中であり、年間約0.1トンずつプルトニウムを使用するものとした。利用期間並びに年間の利用量については研究開発の進捗等に応じて変わりうるものである。
- *8: 「もんじゅ」は現在改造工事を行っているところであり、平成19年度以降年間約0.5トンずつプルトニウムを使用するものとした。利用期間並びに年間の利用量については、研究開発の進捗等に応じて変わりうるものである。